

事業概要シート

施策	0603	高齢者を地域で支える体制の充実	≪≫の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く		
事業名	成年後見制度（高齢者）利用支援事業		現状維持	予算額	2,331 千円
事業期間	平成21年度 ～				≪ 2,363 ≫千円
根拠法令 要綱等	老人福祉法 大村市成年後見制度利用支援事業実施要綱		財 源 内 訳	国庫支出金	897 千円
				県支出金	449 千円
				地方債	0 千円
				その他	0 千円
				一般財源	985 千円

【事業の目的・概要・対象】

◆事業の目的

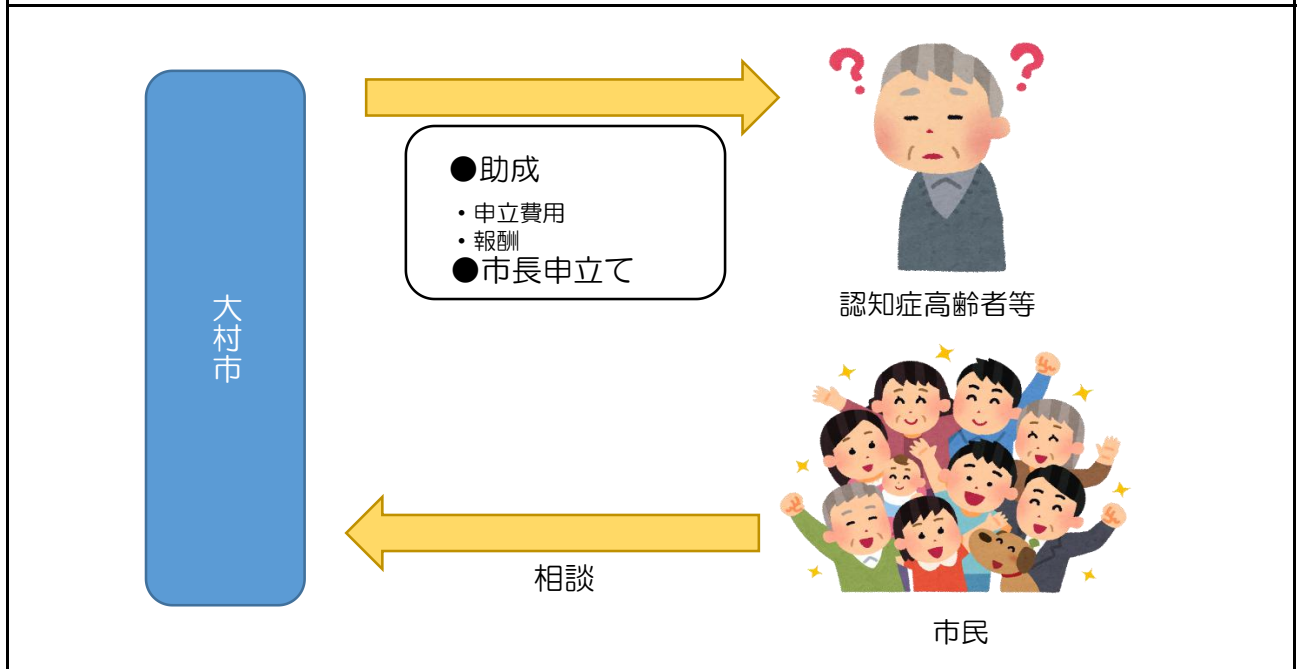
市内に居住する判断能力が不十分な認知症等高齢者における成年後見制度の利用を支援し、対象者の生活面における自立の援助、自己決定の尊重及び権利の擁護を図る。

◆事業の概要

民生委員、関係機関等から要請を受け、対象者の状況調査及び親族調査を実施し、必要と認められる場合に、成年後見、保佐又は補助の開始等の審判の市長申立てを行う。加えて生活保護受給者及びこれに準ずる者に対し成年後見、保佐又は補助開始等の審判の申立てに要する経費、印紙代、切手及び診断書料などの助成及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

◆対象

判断能力の低下により課題を抱える又はその可能性がある高齢者や申立人。成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがおらず申立人の不在により申立が困難な高齢者、生活保護受給者及びこれに準ずる者であることから、申立費用及び報酬を支払うことができず成年後見制度の利用に至らない者を対象とする。



【背景】

社会の高齢化・少子化の進展等に伴い、判断能力が不十分な認知症等高齢者のうち、身寄りがいない場合など当事者による成年後見人申立てが困難なものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権が付与されている。また、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月に閣議決定されたことを受け、成年後見制度の利用促進を図る体制整備が求められている。大村市では、平成29年度まで事業の対象者を身寄りがいないことから申立てすることが困難な高齢者のみとしていたが、平成30年度からは身寄りの有無に関わらず、生活困窮から成年後見制度の利用が難しい者に対しても助成を行うよう対象者の拡充を図っている。

担当課	福祉保健部 長寿介護課	課長	角野 章子
担当者	遠藤 彩夏	問合せ先	0957-20-7301（内線89-101）

事業概要シート

【活動指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	市長申立件数	計画値	件	2	2	3	3	3
②	申立費用助成件数	計画値	件	4	8	9	10	11

【成果指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①		計画値						
②		計画値						

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	997	930	2,363	2,331	2,331	2,331	11,283
国庫支出金	457	396	909	897	897	897	4,453
県支出金	192	179	455	449	449	449	2,173
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	348	355	999	985	985	985	4,657
人件費	2,982	3,012	2,407	2,407	2,407	2,407	15,621
職員(人)	0.41人	0.41人	0.32人	0.32人	0.32人	0.32人	2.10人
時間外勤務(h)	0h	15h	40h	40h	40h	40h	175h
会計年度任用職員(人)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
フルコスト	3,979	3,942	4,770	4,738	4,738	4,738	26,904

妥当性 (市の関与)	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者が、以前と同様に住みなれた場所での生活を可能とする手段の1つである本事業は、地域包括ケアシステムの構築の観点からも市が実施主体となることは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	成年後見人の選任により利用者の生活の利便を向上させるとともに、選任に至るまでの早期介入・早期利用が可能となり、判断能力の低下による生活における課題の重度化を防ぐことが可能となる。
効率性 (コスト)	本事業は成年後見制度の利用が困難な低所得者を中心に助成していることなど、必要最低限の経費を計上しているため、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり